

# 事業承継編「属人的株式」の活用

# ボルテックス 通信 Vol.4

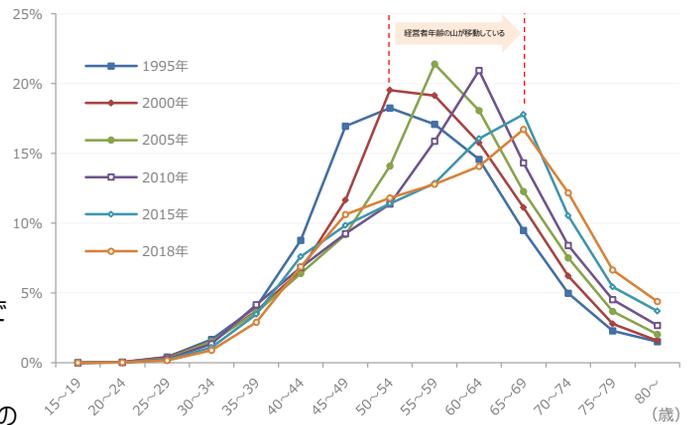
2020.7

## ■ 事業承継の現状

企業の寿命は30年といわれますが、東京商工リサーチの調査によると、2018年に倒産した企業の平均寿命は23.9年で、実際には多くの企業が30年も続かずに倒産を余儀なくされているのが現状です。中小企業庁は、後継者不足により中小企業の経営者の高齢化が進み、年齢を理由に引退を迎える経営者が増えると予想し、日本経済を維持・発展させるためには、新たな経営の担い手や、有用な事業・経営資源を次世代に承継することが重要になると発表しています。

また、後継者不足だけでなく、今回のようなコロナショックで事業譲渡という選択肢も広がっているようです。後継者はいるものの事業を継続させるのが難しいという課題において、中小企業経営者の方々を悩ませていることの一つに「株式の譲渡、相続時における税負担」の大きさがあげられます。

＜年代別に見た中小企業の経営者年齢の分布＞



(出所) 中小企業庁 2019年版中小企業白書のデータを基に弊社作成

## ■ 「属人的株式」とは

通称「属人株」と呼ばれる属人的株式は、会社法第109条第2項で定める、持ち株数にかかわらず株主ごとに異なる取り扱いができる株式のことをいいます。“種類株式”と“属人的株式”の相違点として、種類株式は登記が必須なのに対し、属人的株式は定款で定めるのみで登記を必要としない点があります。

属人的株式は、ある特定の「株主」が持っている株式について特別な権利を付した株式のため、その株式を他人に譲渡・贈与や相続で移転しても、権利は引き継がれることはありません。今回は、この特徴を活かして、事業承継を考えてみます。

	種類株式	属人的株式
登記	必要あり	必要なし※

※ 定款で定める必要がある

## ■ 「属人的株式」のメリット

事業承継の悩みとして、「次世代への株式の移転」があげられます。まだ後継者が若く、「会社を一任できないため議決権は確保しておきたい」とお考えの経営者も多くいらっしゃるかと思います。そのため、贈与や譲渡で株式移転するのも49%に留まり、経営者本人は51%の株式を保有し続けるという不本意な結果に陥りがちです。そこで問題となるのが、相続時の自社株の評価です。

中小企業の株式は、譲渡制限もあり簡単に換金化ができないのが現状です。そして、いざ相続が発生した時には財産が膨れ上がっており、多額な相続税の支払い義務が生じてしまうことは珍しくありません。このような事態を避けるために、「属人的株式」が活用できます。

現経営者に属人的株式を付与すれば、議決権割合の51%にこだわることなく、“暦年贈与”や“相続時精算課税制度”を活用し株式の移転を積極的に行うことで、次世代に効率的な財産移転を行うことが可能となります。また、事前に後継者の所有する株式にも「将来議決権」が移るように定款に定めておくことで、会社経営を円滑に遂行することも可能となります。

このように「属人的株式」は、それぞれの会社や株主の置かれた状況に応じて柔軟に議決権について設計をすることができます。

「事業承継で悩んでいる」「これから事業承継を考えている」そういった経営者の皆様は、この株式の導入を検討してみるのも良いかもしれません。



事業承継をスムーズに...

## ■ 「属人的株式」の注意点

前ページにて、「属人的株式」の有効活用について説明をしましたが、注意すべき点もあります。

属人的株式は、“特定の株主に対して特別な権利を認める株”であるため、その“特定の株主”が亡くなった場合などは、普通株に戻ってしまいます。そのため、経営状況などに合わせて適宜定款を見直すといった対応が必要になります。また、属人的株式は“一部の株主に対して不平等な権利”を与える可能性があるため、その他の株主から反発を受けることもあります。定款の変更には株主の半数以上、議決権の4分の3以上の賛成（特殊決議）が必要なので、反発の規模によっては実行できなくなります。そのため、“株主を増やし過ぎない”といった対策も必要になってきます。

属人的株式はメリットがある一方で、注意すべき点もあります。

導入を検討する際には、関係者と協議を重ねたうえでご判断いただくようお願いいたします。

### オンラインセミナーのご案内

## 「実例で学ぶ相続、事業承継セミナー」

～ 人生100年時代の資産承継 ～

現在、相続税を申告した人が、税務調査で相違が指摘されて追徴課税となるケースは何%かご存じでしょうか？その点も踏まえ、歴史に学ぶ経営者や資産化の皆様は、残された家族に大切な資産を安心して引き継げるように、100年先を見据えた対策を進めています。このセミナーでは、豊富な実例と共に相続対策を解説いたします。「自分にはどのような相続対策が必要なのか」をお考えいただくきっかけとなる内容となっておりますので、ぜひご参加ください。



講師：  
株式会社ボルテックス  
大阪支店 副支店長  
**五十嵐 一洋**

保有資格：宅地建物取引士、不動産コンサルティングマスター、  
マンション管理士、管理業務主任者

日時：2020年 8月11日（火） 14:30～15:30

※申込受付：8/10（月）正午まで



### 100年企業戦略メンバーズ(メールマガジン会員)のご案内

## 「この国に、1社でも多くの100年企業を。」

100年企業に学ぶ経営哲学をはじめとした多彩な経営トピックス、イベント・セミナー情報など皆さまの経営、資産運用に役立つ有益な情報をお届けするメール情報配信サービスです。

<https://member.vortex-net.com/>

※すでに弊社ホームページのご登録をいただいているオーナー様につきましては、再度ご登録いただく必要はございません。

登録料&年会費

無料



より様々な情報が欲しいという方のために「WEB面談」も実施しています。  
担当営業までご連絡ください。

# Vortex

## 株式会社ボルテックス

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム22F

宅地建物取引業 国土交通大臣（2）第8509号  
マンション管理業 国土交通大臣（2）第034052号  
不動産特定共同事業 金融庁長官・国土交通大臣第101号

（公社）全国宅地建物取引業保証協会加盟  
（公社）首都圏不動産公正取引協議会加盟  
（公社）東京都宅地建物取引業協会加盟